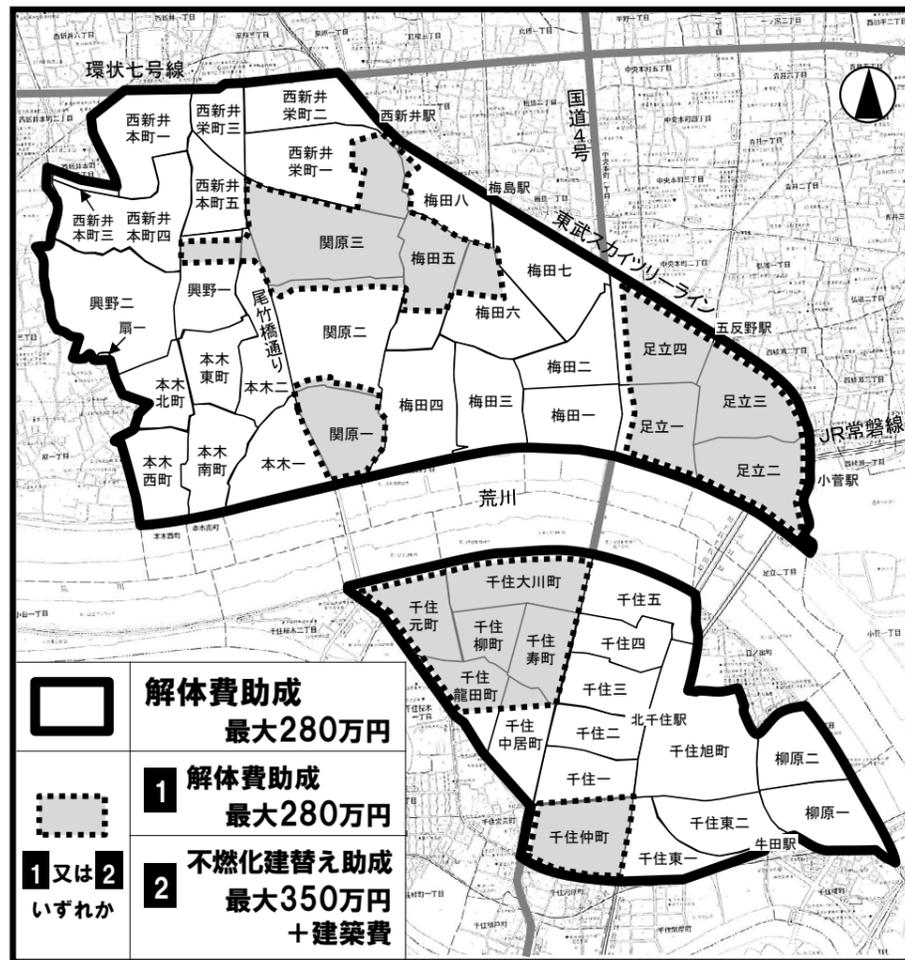
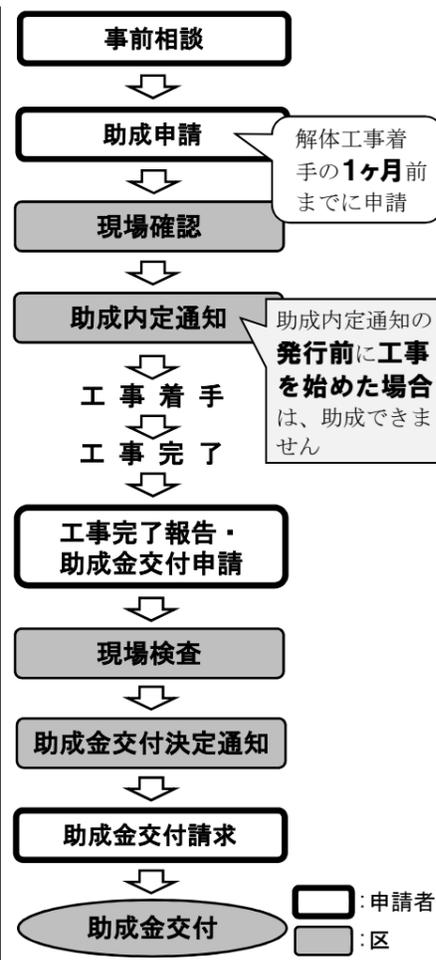


■ 不燃化特区の各助成区域



■ 助成手続きの流れ



不燃化特区助成

古い木造・軽量鉄骨造
の家をお持ちの方！

お急ぎください

解体費や建築費などの

一部を助成します！！



令和7年度で終了予定！

① 解体費助成

解体費 **増額**
最大 **280** 万円

② 不燃化建替え助成

解体費 **増額**
最大 **280** 万円

設計・監理費

最大 **70** 万円

建築費 **新設**

延べ床 100㎡の場合
※ **141** 万円

※新築する建物の面積等によって異なります。

裏面の不燃化特区内で古い木造又は軽量鉄骨造の建物は、解体費などが助成対象となる場合があります。

2024(令和6)年
9月発行



まずはお問合せ
下さい！→裏面参照

専門家を無料で派遣（全域）

区域内に土地又は建物をお持ちで、

専門的な相談をしたい方

- ・今の敷地でどんな建物が建てられるの？
- ・空家になっている祖父母の家を取り壊したいが、名義変更や税金のことがよく分からない など

- ・弁護士
- ・不動産鑑定士
- ・税理士
- ・不動産コンサルタント
- ・行政書士
- ・一級建築士 など

相談内容に適した専門家がお答えします

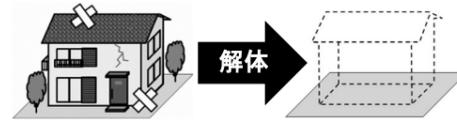
まずはお問い合わせください！

お問い合わせ先

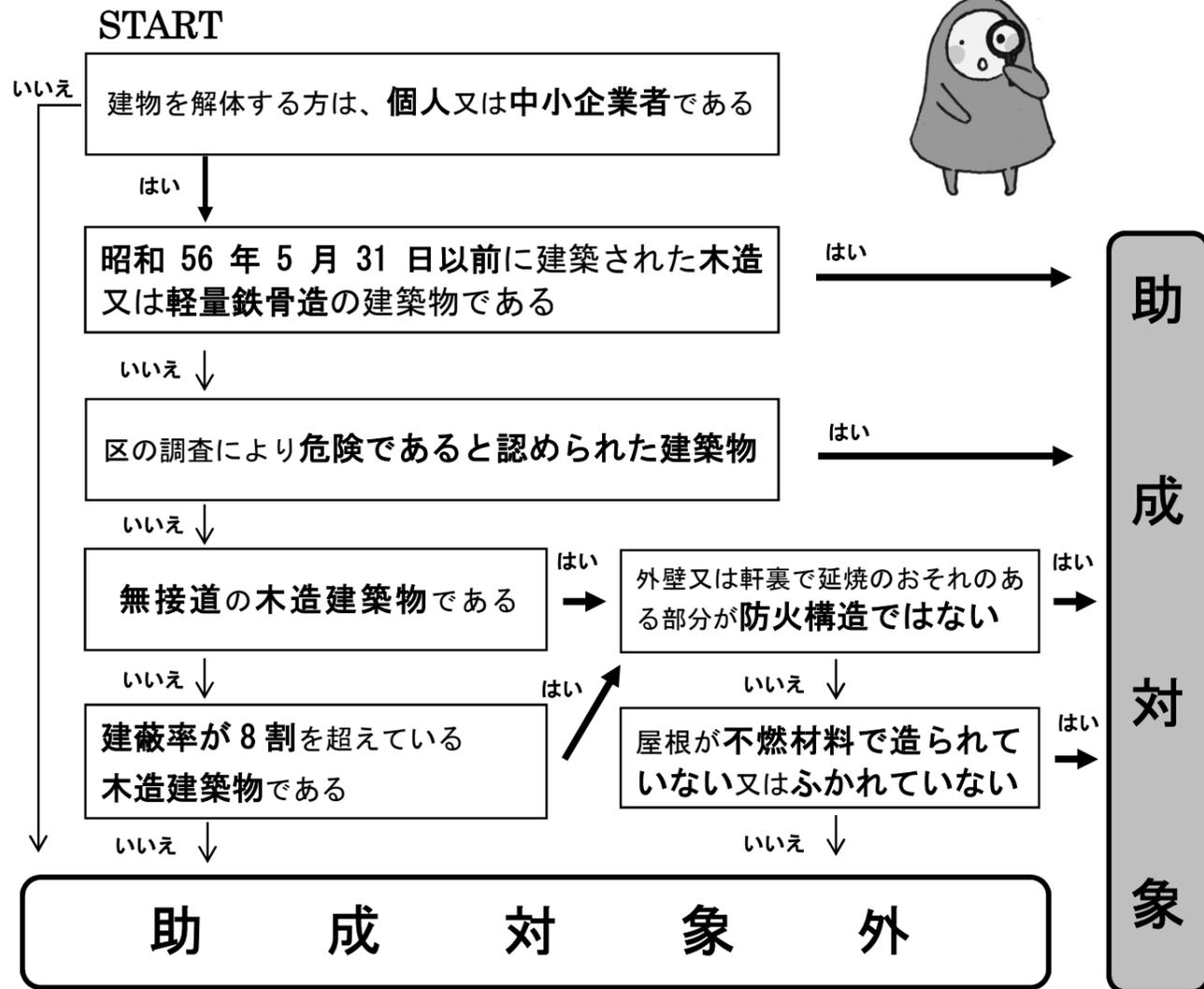
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 中央館 4階
足立区 建築防災課 不燃化推進係
電話番号 03-3880-6269(直通) FAX 番号 03-3880-5615
Eメール kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

① 解体費助成（全域）

老朽建築物を解体する方



助成対象となるかチェックしましょう。



助成額

解体費 **最大280万円**

①～③のうち、**いずれか少ない額**

- ① 実際にかかった経費（消費税相当額は除く）
- ② 解体費（単価）× 解体する建築物の延べ床面積
 ↳ 木造：28,000円/m²
 ↳ 木造以外：41,000円/m²
- ③ 解体費の助成限度額（280万円）

解体後の更地に係る固定資産税等の減免について

更地を適正に管理することにより、**最長5年度分8割**の減免が受けられる可能性があります。
 まずは、建築防災課（TEL03-3880-6269）へ。

【必要手続き】

- ① 解体工事着手前に区へ老朽認定申請（不燃化特区の助成を受けている方は老朽認定の必要はありません）
- ② 解体の翌年1月1日以降、適正管理届を区へ提出（毎年）
- ③ 区発行の適正管理状況結果通知書を添付のうえ、6月30日（通常）までに足立都税事務所に減免申請

② 不燃化建替え助成（一部区域）

より燃えにくい建物へ建替えをする方

次の条件を全て満たす場合に助成対象となります。

【解体する建築物の条件】	【新築する建築物の条件】
<ul style="list-style-type: none"> ・木造又は軽量鉄骨造である ・下記の築年数を経過している <ul style="list-style-type: none"> 木造：築15年以上 軽量鉄骨造：築23年以上 ※耐用年限の2/3以上経過しているもの 	耐火又は準耐火建築物である
個人及び中小企業者以外は助成を受けることができません 宅地建物取引業者が販売を目的として建築する建築物は助成対象になりません	

助成額

$$\text{解体費 (最大280万円)} + \text{設計・監理費 (最大70万円)} + \text{建築費※ (下記参照)} = \text{助成額}$$

※建築費の助成額例（耐火・準耐火建築物以外から準耐火建築物に建替える場合）

新築する建築物の延べ床面積（地上1階から3階まで）	助成額
80㎡以上 ～ 90㎡未満	1,128,000円
90㎡以上 ～ 100㎡未満	1,269,000円
100㎡以上 ～ 110㎡未満	1,410,000円
110㎡以上 ～ 120㎡未満	1,551,000円

- 建築費の助成額は、解体する建築物の構造や新築する建築物の面積等により変動します。上記以外の助成額については、建築防災課にお問合せください。
- 解体する建築物が耐火構造の場合、又は準耐火構造から準耐火構造への建替えの場合は、助成対象外となります。
- 敷地面積が100㎡以上の場合は、植込みなどの緑地を一定以上設ける必要があります。

建替えた新築建物に係る固定資産税等の減免について

一定の要件を満たす燃えにくい建物に建替えることにより、**最長5年度分10割**の減免が受けられる可能性があります。

詳しくは、足立都税事務所（TEL03-5888-6211（代表））の固定資産税班へ。

